

平成 29 年第 [REDACTED] 号

委任契約及び任意後見契約等公正証書

本公証人は、委任者 [REDACTED]（以下、「甲」という。）及び受任者 [REDACTED]（以下、「乙」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第 1 委任契約

第 1 条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、平成 29 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下、「委任事務」という。）を委任し、乙は、これを受任する（以下、「本委任契約」という。）。

第 2 条（任意後見契約との関係）

- 1 本委任契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の請求をしなければならない。
- 2 本委任契約は、第 2 の任意後見契約につき任意後見監督人が選任され、同契約が効力を生じた時に終了する。